

不正な取引に関与した業者に対する処分方針

1.目的

この方針は、研究活動における不正行為の事前防止の取組等に向けた『研究活動における不正行為等への対応等に関するガイドライン』（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、不正な取引を行ったと認められた取引業者に対する処分方針を定めることを目的とする。

2.取引停止等の処分

不正な取引に関与した取引業者は、判明した日から1年間の取引停止処分とする。ただし、即時に取引停止とすることでネオアーク株式会社の研究および業務に著しい影響があると判断した場合には、一定期間を経た後、取引停止処分とすることがある。

3.不正な取引に関与した業者に対する取引停止の決定

不正な取引に関与した取引業者への取引停止処分は、責任者が調査を行い、その判断を総合的に勘案して決定する。

4.不正な取引を防ぐための対策

不正な取引を防ぐために、次のような方針を定める。

- ・競争的資金等の使用ルールや責任を理解してもらうために、委託事業等の案件が開始する前に、関係者に対し説明を行う。
- ・常に不正が行われていないかお互いにチェックを行い、防止する対策を改善していく。

5.不正な取引を行った場合のルール

不正な取引を行った取引業者へのルールを次のように定める。

- ・一定の期間、取引停止処分とする。
- ・不正な取引を防ぐ対策を再度徹底する。

6.取引業者への周知について

取引業者への不正取引を防ぐための対策の周知について、以下のよう

(1) 周知する内容

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針
- ・不正な取引を防ぐための対策
- ・不正な取引を行った場合のルール

(2) 周知方法

- ・ホームページに掲載
内容に変更があった場合は、速やかに更新する。